

2020年3月18日
富国生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対し、以下のお取扱いを実施します。

1. 保険金・給付金のお支払いについて

- ・新型コロナウイルス感染症は「疾病」に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、（疾病）入院給付金のお支払対象となります。
また、検査結果にかかわらず、医師の指示により入院している場合もお支払対象となります。（ご契約によっては所定の入院日数が必要となります。）
- ・新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた場合、死亡保険金のお支払対象となります。ただし、現時点では、災害保険金のお支払対象ではありません。

2. ご契約に関する特別お取扱いについて

(1) 保険金・給付金、契約者貸付等の手続きの簡略化について

お申出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、個別事情に応じ、柔軟に対応させていただきます。

(2) 保険料払込猶予期間の延長について

保険料をお払込中のご契約でお払込が困難な場合、お申出により保険料のお払込を猶予する期間を最長6ヵ月まで（2020年9月30日まで）延長させていただきます。

(3) 保険契約の更新手続きについて

更新のお手続きが行えなかった場合には、個別事情に応じ、柔軟に対応させていただきます。

3. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用について

契約者貸付について、以下のとおり利息免除の対応を行います。

①対象となる契約

契約者貸付が可能な個人保険・個人年金保険契約（個人契約および法人契約）

②特別金利

年利0.0%

③特別金利適用限度

貸付可能額全額

④受付期間

2020年3月18日から2020年5月31日まで

⑤特別金利適用期間

貸付日から2020年9月30日まで

上記につきまして、ご不明な点などございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】 フコク生命お客さまセンター 電話：0120-259-817

【受付時間】 平日 午前9時から午後5時（12月30日から1月3日を除く）

4. 法人のお客さまへの融資について

現在当社の融資をご利用いただいている法人のお客さまについて、個別に返済条件のご相談に応じます。当社の融資担当者へお問い合わせください。

以 上